

署長が語る

静岡森林管理署の業務運営の基本方針について

～地域の方々から当署が所在していて良かったと評価される署を目指して～

静岡森林管理署長 猪股英史

1 はじめに

当署は、宮内省御料局静岡支庁の設置（明治 22（1889）年）を嚆矢とし、その後、皇室林野管理局静岡支庁（明治 41（1908）年）、皇室林野管理局静岡支局（大正 3（1914）年）を経て、林政統一（昭和 22（1947）年）により、静岡地方皇室林野局沼津出張所所管の御料林の一部約 1 万 ha を受け継ぎ、東京営林局静岡営林署として新たに発足しました。

その後、沼津営林署^{（注 1）}が静岡営林署沼津森林経営センターに改組（平成 7（1995）年）され、また、千頭営林署^{（注 2）}が国有林野事業の抜本的改革・組織再編によって静岡森林管理署千頭事務所（平成 11（1999）年）となりました。

続いて平成 16（2004）年、沼津森林経営センター及び千頭事務所が統合され、現在の関東森林管理局静岡森林管理署となりました。

（注 1）沼津営林署の沿革（概略）

明治 22（1889）年：宮内省御料局静岡支庁 佐野出張所
明治 23（1890）年：沼津出張所に改称
明治 41（1908）年：皇室林野管理局静岡支庁 沼津出張所
大正 13（1924）年：皇室林野局東京支局 沼津出張所
昭和 20（1945）年：静岡地方皇室林野局 沼津出張所
昭和 22（1947）年：東京営林局 沼津営林署

（注 2）千頭営林署の沿革（概略）

明治 22（1889）年：宮内省御料局木曾支庁所属
明治 42（1909）年：皇室林野管理局静岡支庁 千頭出張所
大正 13（1924）年：皇室林野局名古屋支局 千頭出張所
昭和 20（1945）年：静岡地方皇室林野局 千頭出張所
昭和 22（1947）年：東京営林局 千頭営林署

当署は、宮内省御料局静岡支庁の設置から今年で 134 年を迎え、また、昭和 22（1947）年の東京営林局静岡営林署の発足から 76 年となりました。

本稿では、その長い歴史と幾多の組織再編等を経て現在に至った当署における近年の状況等を踏まえ、今後目指すべき当署の姿について、特に各種取組を推進するため

の基本的な考え方、業務運営の基本方針について記します。

2 管内の概要

当署は静岡県の中東部に位置し、静岡市、川根本町、富士宮市、沼津市等 10 市町に所在する約 4 万 7 千 ha の国有林野を管理経営しています。その多くは、東部の富士山の南麓周辺と、西部の大井川、安部川及び興津川の上流、源流域に分布し、山地災害の防止、水源のかん養、自然環境・生物多様性の保全、保健・文化機能の発揮など重要な役割を果たしています。

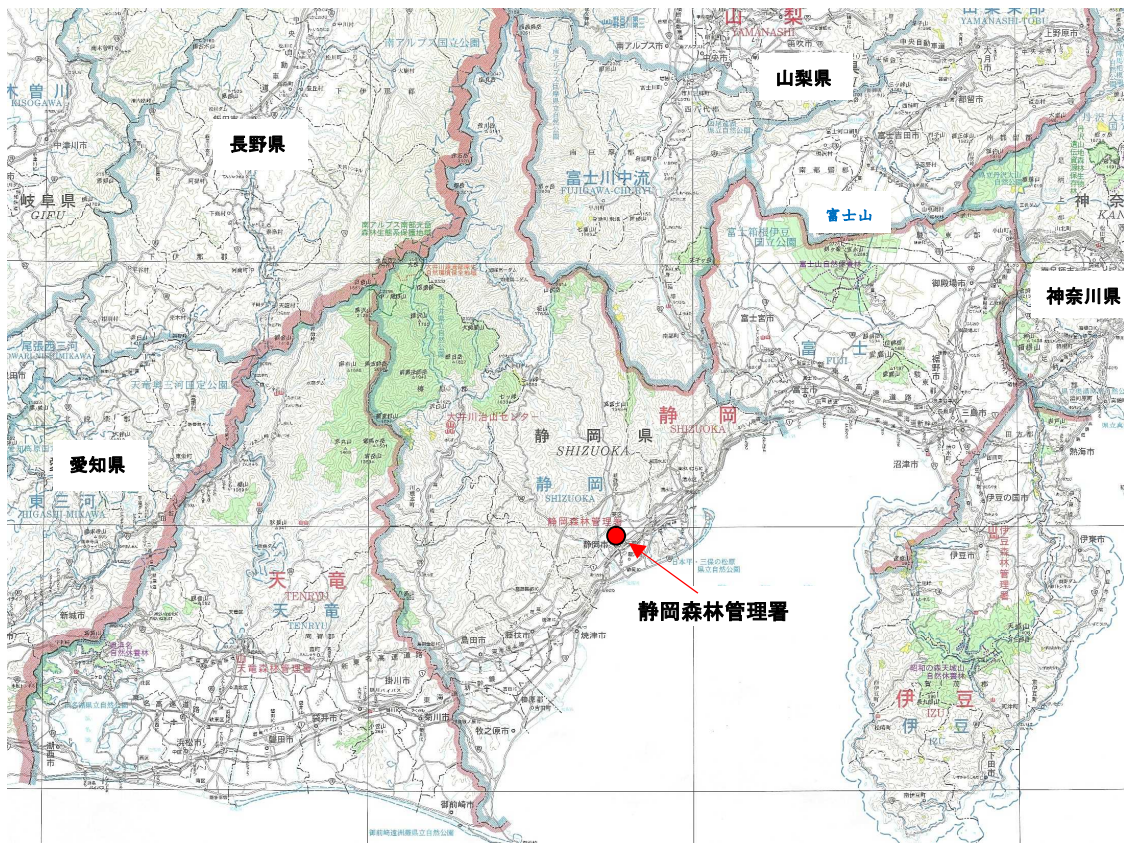
特に、富士山南麓周辺の国有林野の約 65 %は、富士箱根伊豆国立公園に指定され、優れた自然景観を有する世界的な観光地となっています。また、富士山の南面には「富士山自然休養林」を設置（約 1,765ha）し、富士山を身近に感じながら駿河湾、伊豆半島等の美しい眺望を楽しむことができるとともに、ブナ、ミズナラ、ダケカンバ等の森林植生の垂直分布を観察、探勝することができます。

また、西部の国有林野の約 84 %は「南アルプスユネスコエコパーク」に登録承認されているほか、同国有林野内には 2 か所の「レクリエーションの森」約 518 ha があり、温泉、深い V 字谷の渓谷、山岳等の豊かな観光資源に恵まれ、森林浴、保健休養、自然探勝、登山等の場として多くの人々が訪れています。

(1) 基礎データ

- 本署所在地 静岡県静岡市葵区駿府町 1-120
- 16 市町区域面積 400,841 ha
 - うち森林面積 266,615 ha
 - うち国有林野 46,648 ha
- 東部の富士森林計画区における森林の現況
 - ・ブナ、ミズナラ等の天然林：約 42 %（約 6 千 ha）
 - ・ヒノキ、ウラジロモミ等の人工林：約 58 %（約 8 千 ha）
- 西部の静岡森林計画区における森林の現況
 - ・モミ、ツガ、ブナ等の天然林：約 74 %（約 23 千 ha）
 - ・ヒノキ、スギ等の人工林：約 26 %（約 8 千 ha）
- 管轄区の関係自治体（11 市 5 町）
静岡市※、焼津市、藤枝市、島田市※、牧之原市、吉田町、川根本町※
富士宮市※、富士市※、沼津市※、裾野市※、御殿場市※、三島市、長泉町※
小山町※、清水町
(※：国有林野所在の市町)

(2) 管内位置図



3 各種取組を推進するための基本的な考え方

(1) 「共感」と「信頼」

当署では、国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、また、静岡地域に当署が所在していて良かったと地域の方々から評価されるよう、職場づくりを含め、様々な取組を行っています。

それらの取組を推進するうえで最も大切なものは、地域の方々からの当署の取組に対する「共感」と当署への「信頼」であると考えています。

当署が遂行する各種取組に対して「共感」を集め、その「共感」が「信頼」へとつながり、地域の方々から「信頼」を得られることにはなるのではないかと、そして、「信頼」を得られてはじめて当署がこの地に所在していて良かったと評価されるのではないかと考えているからです。

(2) 職務遂行の基本理念

私は、当署が所属する農林水産省のビジョン・ステートメント：「わたしたち農林水産省は、命を支える『食』と安心して暮らせる『環境』を未来の子どもたちに継承していくことを使命として、常に国民の期待を正面から受けとめ、時代の変化を見通して政策を提案し、その実現に向けて全力で行動します。」を職務を果たすうえでの基本理念とし、日々の業務運営と各種取組の遂行に努めています。

(3) 「信頼」を得られるための職場づくりに向けて

地域の方々から当署の取組に「共感」を集め、当署が「信頼」されるようになるためには、地域の方々から「信頼」を得られるに相応しい行動ができる基盤としての職場づくりが第一に求められると考えています。

このため、前述の(2)の基本理念を基に、職務に「誇り、公正、誠実、謙虚、言行一致」の姿勢で臨み、当署の責任者として職員からも「信頼」を得られるよう、今後とも日々努力してまいりたいと考えています。

また、職員相互の間には「信用、思いやり、公正、研鑽、連帯感」のある職場を理想と考えています。

さらに、組織としても、個々の職員としても不正やその隠蔽をしない、また、それらをさせないという倫理観の高い、風通しの良い組織風土の形成が重要であると考えています。

そのような職場づくりの考え方の下、地域の方々から「共感」を集め、「信頼」を得られるよう、職員一同全力で取り組んでまいりたいと考えています。

また、地域の方々に対しては、全職員が常に親切・丁寧・正直に接することを第一とし、それぞれ担当する業務について、的確かつ適正に遂行しなければならないと考えています。このことを職員には、機会あるごとにその旨を話しています。

以上のような「信頼」を得られるための職場づくりに向けた、基本的な考え方を踏まえ、以下では、当署の業務運営の基本方針について記します。

4 業務運営の基本方針

(1) 風通しの良い、ハラスメントのない、働きやすい職場づくり

ア 職員は報告・連絡・相談(ほう・れん・そう)を励行し、また、その報告等を受ける職員は「お(怒らない)、ひ(否定しない)、た(助ける)、し(指示する)」で応えるという職員相互の円滑なコミュニケーション、意思疎通が図れるよう取り組みます。同時に、パワハラ、セクハラ等のハラスメントのない、明るく働きやすい職場づくりに取り組みます。

イ 業務改善に係る署長等による職員への積極的な働きかけや取組とともに、各職員による自主的な業務の見直し、事務処理の優先順位付け、コスト意識を持った効率的な業務実行により、超過勤務の縮減と年次休暇等の計画的な取得に取り組み、ワークライフバランスを推進します。

(2) コンプライアンスの遵守、ガバナンスの確立及び国民視点に立った業務の適正な遂行

ア 地域の方々から「共感」を集め、「信頼」される地域に根ざした署となるよう、法令、規則等に沿ったコンプライアンスの遵守、国家公務員倫理規程等に基づく

行動規範の徹底、各職員間の^{けんせい}牽制機能と管理・監督体制の強化とともに、外部の

者には、国民視点に立った親切・丁寧・正直な対応に取り組めます。

イ 治山、林道事業等の各種事業に係る請負事業者等に対し、発注者としての綱紀保持を徹底するとともに、当署の発注者綱紀保持の周知浸透に取り組めます。

(3) 人材育成の推進

ア 当署の特に（おおよそ 30 歳代までの）若手職員には、局等主催の集合研修への参加とともに、日常業務を通じた OJT を積極的に実施し、対外的な業務打合せ、会議、現地検討会、森林・林業関係イベント等の様々な機会に参加させるなどして、今後の業務遂行能力の向上、本人の今後の一層の成長・発展に結びつくよう取り組めます。

イ 国有林野のフィールド等を生かした業務研究に積極的にチャレンジし、森林・林業・森林土木に関する技術の研鑽や問題の解明に取り組むことを通じて、人材のレベルアップを図ります。

(4) 治山対策の推進

ア 国有林野内直轄治山事業及び小山地区民有林直轄治山事業について、受注者に対する適正な施工監督と安全指導の徹底、また、地元自治体等との連絡・調整、本事業の的確な進捗管理等により、計画的かつ着実に実施します。

イ 治山事業の実施に当たり、早期発注と木材を利用した施工に積極的に取り組みます。また、特に富士山東部地域における過去の台風、スラッシュ雪崩等による山地災害の早期復旧に取り組めます。現地の荒廃状況に応じて、的確に治山対策を講じ、引き続き、安全で安心して暮らせる地域づくりに貢献します。

ウ 山地災害発生時には、地元自治体等と連携して迅速かつ的確に対応するとともに、地元要望の把握に取り組めます。

(5) 森林・林業・木材産業によるグリーン成長実現への貢献

ア 地域の森林・林業の再生、グリーン成長の実現に向け、地元自治体、森林組合等の民有林関係者と連携しながら、地域の抱えている森林・林業の課題解決に貢献できるよう取り組むとともに、民有林経営に係る技術的支援や国産材の利用推進に取り組めます。

イ 「新しい林業実行プラン」の推進に当たっては、大苗の植栽及び全量コンテナ苗（一部エリートツリーの導入）の植栽による下刈回数削減の試行、間伐・主伐における生産性向上、ICT の活用による収穫調査の効率化・省力化の試行、WPB ネットの導入によるシカ柵のメンテナンスの省力化等の各種取組を展開します。

ウ 複数作業種の組合せ発注、複数年契約の拡大、早期発注等による事業体育成及び業務改善に向けた事業発注方法の見直しを推進します。

(6) 民国連携の推進とニホンジカ捕獲の効率的、効果的な実施

ア 県内及び県境に接する他県近隣自治体、森林組合等の民有林関係者との業務打合せ、各種会議、現地検討会等に積極的に参画し、地域の森林・林業・木材産業の振興、発展に貢献できるよう取り組みます。

イ 富士宮市等との富士山西麓地域森林整備推進協定及び小山町等との小山町森林整備推進協定の取組を推進します。

ウ 富士山南麓周辺において、地元自治体、猟友会等との連携や委託事業によるニホンジカの効率的、効果的な捕獲を推進します。特に繁殖地となっている陸上自衛隊東富士演習地内での捕獲圧を高めるため、陸上自衛隊富士学校、地元自治体等との連携による被害対策に取り組みます。

(7) 開かれた「国民の森林」としての管理経営の推進

ア 開かれた「国民の森林」としての管理経営や国民視点に立った国有林野事業を一層推進するため、森林とのふれあいやフィールドの提供に取り組むとともに、地元自治体、NPO、森林ボランティア、企業等による自主的な森林づくり活動、自然体験学習等に係る技術的支援を通じて、森林環境教育を推進します。

イ 「日本美しい森 お薦め国有林」に選定された「レクリエーションの森」の観光資源活用に向けた取組の推進と、世界文化遺産の富士山や「南アルプスユネスコエコパーク」における国有林野の保全、活用等の適切な管理に取り組みます。

ウ 当署のホームページ、当署庁舎内の展示スペース、各種リーフレット類等について、新規情報の追加、更新を適時に行い、森林・林業・国有林の情報発信に取り組みます。

エ 国有林野の貸付・使用について、各種法令、契約等に基づく適正な管理・運用を図るとともに、国有林野の有する公益的機能の発揮と調整を図り、地域における産業振興又は住民の福祉の向上に貢献できるよう、地元からの様々な要望に対し、的確に対応します。

オ 優れた自然環境を有し、希少な野生動植物の生息・生育地となっている管内の保護林（愛鷹山^{あしたかやま}生物群集保護林：約 723.7 ha、富士山生物群集保護林：約 1,027.1 ha、富士山^{とやづか}罫塚ウラジロモミ希少個体群保護林：約 4.8 ha、富士山六番ブナ希少個体群保護林：約 6.2 ha、富士山緑の回廊：約 2,119.4 ha、丹沢緑の回廊 593.1 ha、南アルプス南部^{てかりだけ}光岳森林生態系保護地域：2,944.5 ha、安倍峠オオイタヤメイゲ

ツ希少個体群保護林：9.96 ha) について、それらの維持・保全に取り組みます。

カ 管内に所在する「レクリエーションの森」(富士山自然休養林：1,764.9ha、飛竜^{ひりゅう}橋^{きょう}自然観察教育林：252.8ha、千石平風致探勝林^{せんごくだいら}：265.4ha) が森林浴、保健休養、自然探勝、登山等の場として、利用者の方々の声やその森林内で遊歩道等の各種施設を維持・管理する地元自治体の要望も受けとめながら、利用者の方々に親しんでいただけるよう取り組みます。

キ 「富士箱根伊豆国立公園」との連携について、環境省関東地方環境事務所、富士箱根伊豆国立公園管理事務所と連絡・調整しながら、各種施策の共有、シカ被害対策の連携等を通じて、地域の観光振興への貢献に取り組みます。

5 おわりに

当署における職場づくり、各種取組の推進方策等について、不十分な面は多々あると考えていますが、今後とも様々な機会を通じて地域の皆様から御指導、御叱正等もいただきながら、地域の方々から「共感」を集め、「信頼」される署へ着実に歩みを進め、静岡地域に当署が所在していて良かったと評価されるよう、職員一同全力で取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(以上)